

令和7年2月6日
子ども・若者部
児童相談支援課

せたがや若者フェアスタート事業(世田谷区児童養護施設退所者等支援事業)の見直しについて

1 主旨

区は、社会的養護が必要な子どもが夢と希望を持って、未来を切り開くための支援を社会全体で支えるため、平成28年度に世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金（現在の「児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金（以下、退所者等基金）」）を創設し、「せたがや若者フェアスタート事業」として、退所者等基金を原資とした給付型奨学金事業等を実施してきた。この間、累計で約3億5千万円を超える寄附が寄せられており、親族からのサポートがなく精神的にも経済的にも厳しい現実には置かれている、児童養護施設退所者等の退所後の安定した生活基盤と社会的自立を支えてきた。

一方、令和4年改正児童福祉法においては、社会的養護を経験していない若者への支援の強化が盛り込まれるとともに、いちど自立したものの、その後困難な状況に陥った若者を再度支援できるよう、新たな支援の枠組みが広がっている。

児童養護施設等を退所した若者だけでなく、虐待等の逆境的体験がありながら、厳しい状況の中で生活し、親族からのサポートがなく困難を抱えている若者を支援するため、寄附者の意向も踏まえながら、基金のさらなる有効活用を図り、事業の見直しを行う。

2 これまでの見直し状況と事業概要

(1) これまでの見直し状況

時期	事象	主な内容
平成28年	世田谷区児童養護施設退所者等奨学基金設置	給付型奨学金事業に活用
令和2年		コロナ緊急対応として、給付型奨学金の給付額上限36万円を撤廃
令和3-4年		児童養護施設退所者等支援事業検討会の実施
令和4年		- 給付型奨学金の上限を50万円に設定 - 年齢要件を23歳未満から30歳未満に拡充
令和5年	児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金に改正	- 給付型奨学金の対象者を拡充 - 資格等取得支援、家賃支援を開始

(2) 事業概要【基金活用事業】

	①給付型奨学金	②資格等取得支援	③家賃支援
内容	・学費（上限 50 万円） ・教材費・通学交通費（実費） ・PC 購入費（上限 10 万円）	・普通自動車第一種運転免許（上限 30 万円） ・その他資格（上限 10 万円） ※就職に役立つことが要件	家賃補助（上限月額 3 万円） ※進学者は修学年限、就職者は 2 年間が対象（退所後 2 年以内または在学中）
対象者	・区内の児童養護施設等を退所した者（①②は入所中含む） ・区児相が措置して区外の児童養護施設等を退所した者（①②は入所中含む） ・退所等が義務教育終了以降で、18 歳到達時点で児童相談所もしくは子ども家庭支援センター等の支援を受けていた者 ※いずれの場合も親族からの経済的援助を受けることができず、出身施設等からの推薦を受けられること ※①③は 30 歳未満、②は 39 歳以下が対象		
5 年度実績	23 人（7,856,591 円）	4 人（591,116 円）	12 人（3,890,000 円）

※その他、せたエール（相談支援事業）、住宅支援事業、居場所・地域交流支援事業を実施。

3 見直しの背景と課題

- ・区では、これまで子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用しながら、家庭養育優先原則にもとづき、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、親子関係再構築に向けた支援に取り組んできた。個々の事例を丁寧に検討し、子どもや保護者の困り感に寄り添い、保護者とも話し合いながら子どもの福祉と権利の保障に努めた結果、施設等に措置される子どもの数が減少し、在宅事例の増加につながっている。

しかし、在宅支援を利用しながら家庭で生活している子どもも、虐待による心の傷を抱え、親子関係や対人関係、社会への適応等に悩み、大人になってからも被虐待経験に起因する生きづらさや心身の不調等を抱えている者等がいる。中には、環境の変化等により親子関係が回復しなかった者や複合的な課題を抱えた家庭環境の中で生活し、親に相談や経済的援助を求めることができず、こうした若者は、18 歳まで施設にいた退所者が享受できる様々な公的支援を受けることが出来ず、さらに厳しい状況に置かれている実態がある。

虐待等の逆境的体験があり、親を頼ることができない若者が、置かれた環境や境遇の違いのみで、自身の将来が狭まることのないよう、必要な支援を受け、やりたいことに挑戦できるフェアな社会の中で、仲間と支え合いながら夢と希望を持って未来を切り開いていけるよう、現在の対象である「18 歳以降に施設等を退所した若者」以外にも対象を広げる必要がある。

- ・せたがや若者フェアスタート事業の給付型奨学金の受給者のうち、約 25 %が中途退学しており、心身の不調により休学している学生も少なくない。また、利用者アンケート結果（令和 6 年 10 月）によると、現在の心身の状況について、「通院している」「通院等はないが体調が悪い」の割合が 40 %、過去 1 年以内に、健康上の理由で仕事や学校を休んだり、家事などの日常生活が送れなくなった割合が 6 割を超えている実態があり、被虐待経験により抱えるトラウマ等の心理的課題に向き合い、安定した生活ができるよう支援する必要がある。

- ・親を頼れない若者は、住宅を賃借する際、親族による保証人を得られにくいという困難があるが、近年、連帯保証人ではなく保証会社を必須とする物件が増えてきており（賃貸住宅における家賃債務保証業者の利用率8割※）、以前より家を借りやすくなってきているものの、保証料についての経済的負担が大きくなってきている。

※【出典】家賃債務保証業者の登録制度に関する実態調査（令和3年度）

4 見直し内容

こうした課題に対応するため、退所者等基金が条例に対象と用途を明記していること、また趣旨に共感いただき全国から多額の寄附を受けていることを踏まえた上で、対象者及び用途を拡充する。（別紙「せたがや若者フェアスタート事業の全体像」のとおり）

（1）対象者の拡充

以下の①～③のいずれかに該当する者を新たに対象に加える。併せて、これまでの対象であった「退所等が義務教育終了以降で、18歳到達時点で児童相談所もしくは子ども家庭支援センター等の支援を受けていた者」を廃止する。

- ①区児相が一時保護して中学校卒業以降に家庭復帰した者
- ②中学校卒業以降に、措置を解除され家庭復帰した者（区児相措置又は区内施設等出身者）
- ③虐待を受けた経験があり、中学校卒業以降に区の児相又は子家センの支援を受けていた者

【給付要件】

- ・親族によるサポート（精神的・経済的）を受けることができず、自らの収入によって生計を維持していること
- ・現在、困難を抱えていること ※収入状況・健康状況より判断
- ・入所していた施設の長、児童相談所長、支援機関等の推薦を受けられること（受けられない場合は、状況の聴きとり）
- ・せたエールのアフターケアを受けながら生活の基盤を安定させる意思があること
- ・（年齢）奨学金・家賃支援は30歳未満、資格等取得支援は39歳以下

【参考（想定される奨学金受給者の人物像の一例）】



- ・大学1年生（18歳）で、実親の元から通学
- ・小6の時に被虐待経験があり、児童養護施設に入所、高校2年生の時に家庭復帰
- ・今現在も親子関係回復していない
- ・親が困窮しており（生保は未受給）、学費は出さない（親を頼れない）と言っている
- ・アルバイト掛け持ちで、自身で生計を維持している

<概算経費 ※対象者拡充に伴う増額分>

歳出 23,160千円

（想定対象者数①16名②12名③65名×申請率65%程度×386千円（5年度平均給付額））

歳入 23,160千円（基金繰入金）

(2) メニューの拡充（安定した生活基盤 及び 学びの機会の保障のための支援）

①医療費支援【新規】

- ・内 容：医療費にかかる経費の一部を助成。
- ・助 成 額：年額上限 36,000 円
- ・対象期間：39 歳以下で、進学者は修学年限、就職者は 2 年間が対象

＜概算経費＞

歳出 1,332 千円（36 千円×想定対象者数 37 名）

歳入 1,332 千円（基金繰入金）

②家賃支援【拡充】

- ・拡充内容①：一度自立したものの、その後困難に直面した者への支援を行うため、過去に給付を受けた場合も、疾病等のため就労またはこれらに向けた活動を行うことができない等、やむを得ない事情がある場合は 2 年間を限度に追加給付を行う。
- ・拡充内容②：措置解除者等が、民間賃貸住宅に入居する際、保証会社に支払う家賃等の債務保証制度の保証料の一部を助成。

＊助成額：実費額（契約時保証料：上限 2 万円）

＜概算経費＞

歳出 1,360 千円

（① 30 千円×12 カ月×想定対象者数 2 名＋② 20 千円×想定対象者数 32 名）

歳入 1,360 千円（基金繰入金）

③資格等取得支援【拡充】

- ・拡充内容：学び直しの支援を行うため、高等学校卒業程度認定試験を対象とする。
- ・助成額：実費額（上限 30 万円）

＜概算経費＞

歳出 300 千円（300 千円×想定対象者数 1 名）

歳入 300 千円（基金繰入金）

(3) 社会的養護経験者等への支援の体制強化

①せたエール（社会的養護自立支援拠点事業※）の支援の充実

せたがや若者フェアスタート事業の対象者拡充に伴い、経済的支援をきっかけとし、これまで支援につながっていなかった若者の掘り起こしを行い、せたエールにおいて課題を整理し、必要な支援につなぐとともに定期的な見守りによる、伴走型の支援の充実を図る。

＜充実内容＞

- ・アウトリーチ支援の充実
- ・社会的自立や安定した生活支援のためのセミナー・イベント等の充実
- ・生活援助物資等をアウトリーチ型で配付すること等により、脆弱な生活基盤を支えるとともに、困りごとを早期に把握し支援につなげる（8 年度以降実施予定）

※【国事業】社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行う。

②社会的養護自立支援協議会による連携強化

令和4年改正児童福祉法により、新たに位置づけられた社会的養護自立支援協議会を令和7年度より設置し、自立支援に関する課題や情報共有、ニーズの把握及び本事業の検証等を行う。併せて、日頃から顔が見える関係づくりを行い、目指すべき体制について共通認識をもち円滑な支援ができる連携体制を整備する。

5 今後の展開

見直しによる影響見込額を＋約26,152千円（年度あたり）とし、今後の実施状況や社会情勢、国・都・民間の施策、社会的需要等を鑑み、社会的養護自立支援協議会において本事業の検証を行い、段階的な拡充や事業の見直し等、適切な運用のあり方について検討を行う。

6 基金 及び 事業の周知

これまでの寄附者に対し、見直し内容の周知を行うとともに、インターネット等を効果的に活用し広く周知を行う。利用者に対しては、区報、区HPやせたエールSNS、児童相談所・子ども家庭支援センター・児童養護施設等の支援機関を通じて丁寧な周知を行う。

7 条例改正について

児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の対象に「一時保護解除者」及び「虐待を受けた経験があり、児童相談所または子ども家庭支援センター支援を受けていた者」の規定を加えるための改正を行う。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年	2月	区議会第一回定例会（条例案の提案）
	3月	事業周知開始
	4月	条例施行、事業実施

【別紙】せたがや若者フェアスタート事業の全体像

